

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	介護保険に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

札幌市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

札幌市長

公表日

令和3年3月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>札幌市では、介護保険法(平成9年法律第123号)及びこれに基づく条例により、介護保険に関する事務を行っている。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第一の68項により個人番号を利用することができるのは、介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令で定められている。</p> <p>また、同法第9条第2項に基づき札幌市個人番号利用条例(平成27年札幌市条例42号。以下「利用条例」という。)により個人番号の利用に関し必要な事項を定めている。</p> <p>ついては、特定個人情報ファイルを当該内閣府・総務省令及び利用条例に定める以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 介護保険の資格に関する事務 住民基本台帳により異動状況を把握し、介護保険の資格の取得・喪失の処理を行う。 2 介護保険料の賦課に関する事務 被保険者等の所得情報を把握し、介護保険料賦課額の決定、更正の処理を行う。 3 介護保険料の収納管理に関する事務 徴収した介護保険料の収納状況を管理し、決算の集計を行う。 4 介護保険料の滞納整理に関する事務 滞納している納付義務者を把握し、催告等の処理を行う。 5 介護保険の認定に関する事務 被保険者等の申請に基づき、要介護認定の調査等を実施し、要介護・要支援状態区分等を認定する。また、主治医等から提供依頼があった場合、要介護(要支援)認定決定情報に関する情報提供を行う。 6 介護保険のケアプランに関する事務 要介護(要支援)の認定決定等を受けた被保険者のケアプランを管理する。 7 介護保険の給付に関する事務 介護サービス等の受給者に対して介護保険給付を行う。また、介護サービス利用料等の各種減額、減免及び利用者負担割合証交付に関する事務を行う。 8 地域支援事業及び保健福祉事業に関する事務 対象となる被保険者からの利用申請を受付、支給決定を行い対象者を管理する。
③システムの名称	介護保険システム、国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システム、高齢・障がい福祉システム、中間サーバー・プラットフォーム、システム基盤(市中間サーバー)、システム基盤(団体内統合宛名)、システム基盤(個人基本)、システム基盤(社会保障宛名)、住民基本台帳ネットワークシステム、金融機関・財務連携代行システム、システム基盤(税宛名)、伝送通信ソフト、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の68の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条 番号法第9条第2項及び利用条例第4条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>

②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 番号法別表第二の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「介護保険法」が含まれる項(93、94の項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 総務局行政部行政情報課</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 011-211-2547</p>

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<p><選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<p><選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<p><選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし</p>

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月7日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	介護保険課長 小山 雅司	介護保険課長	事後	様式変更による記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ
平成31年3月7日	【基礎】IV リスク対策	(なし)	項目を追加	事後	様式改定に伴う記載項目の追加のため、重要な変更にあたらぬ。
令和2年11月24日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要 (1)	札幌市では、介護保険法及びこれに基づく条例により、介護保険に関する事務を行っている。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)以下、「番号法」という。別表第一の68項により個人番号を利用することができるのは、介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令で定められている。 については、特定個人情報ファイルを当該内閣府・総務省令に定める以下の事務で取り扱うこととする。 1 介護保険の資格に関する事務 住民基本台帳の異動状況を把握し、資格の取得・喪失の処理を行う。 2 介護保険の賦課に関する事務 被保険者等の所得情報を把握し、保険料賦課額の決定、更正の処理を行う。 3 介護保険の収納管理に関する事務 徴収した保険料の収入状況を把握し、適切に管理するとともに決算の集計を行う。 4 介護保険の滞納整理に関する事務 滞納している納付義務者を把握し、催告等の処理を行う。	札幌市では、介護保険法(平成9年法律第123号)及びこれに基づく条例により、介護保険に関する事務を行っている。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。別表第一の68項により個人番号を利用することができるのは、介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令で定められている。 については、特定個人情報ファイルを当該内閣府・総務省令に定める以下の事務で取り扱う。 1 介護保険の資格に関する事務 住民基本台帳により異動状況を把握し、介護保険の資格の取得・喪失の処理を行う。 2 介護保険料の賦課に関する事務 被保険者等の所得情報を把握し、介護保険料賦課額の決定、更正の処理を行う。 3 介護保険料の収納管理に関する事務 徴収した介護保険料の収納状況を管理し、決算の集計を行う。 4 介護保険料の滞納整理に関する事務 滞納している納付義務者を把握し、催告等の処理を行う。	事後	文言整理による記載の変更。
令和2年11月24日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要 (2)	5 介護保険の認定に関する事務 被保険者等の申請に基づき、要介護認定の調査等を実施し、要介護・要支援状態区分等を認定する。また、主治医等から提供依頼があった場合、要介護(要支援)認定決定情報に関する情報提供を行う。 6 介護保険のケアプランに関する事務 認定決定等を受けた被保険者のケアプランを管理する。 7 介護保険の給付に関する事務 介護サービス等の受給者に対して保険給付を行う。また、各種減額、減免及び利用者負担割合合意交付に関する事務を行う。 8 地域支援事業に関する事務 被保険者の介護予防対象者を管理し、利用申請の受付、支給決定を行う。	5 介護保険の認定に関する事務 被保険者等の申請に基づき、要介護認定の調査等を実施し、要介護・要支援状態区分等を認定する。また、主治医等から提供依頼があった場合、要介護(要支援)認定決定情報に関する情報提供を行う。 6 介護保険のケアプランに関する事務 要介護(要支援)の認定決定等を受けた被保険者のケアプランを管理する。 7 介護保険の給付に関する事務 介護サービス等の受給者に対して介護保険給付を行う。また、介護サービス利用料等の各種減額、減免及び利用者負担割合合意交付に関する事務を行う。 8 地域支援事業に関する事務 対象となる被保険者からの利用申請を受付、支給決定を行い対象者を管理する。	事後	文言整理による記載の変更。
令和2年11月24日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	介護保険システム、国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システム、高齢・障がい福祉システム、中間サーバー・プラットフォーム、システム基盤(市中間サーバー)、システム基盤(団体内統合宛名)、システム基盤(個人基本)、システム基盤(社会保障宛名)、住民基本台帳ネットワークシステム、金融機関・財務連携代行システム、システム基盤(税宛名)	介護保険システム、国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システム、高齢・障がい福祉システム、中間サーバー・プラットフォーム、システム基盤(市中間サーバー)、システム基盤(団体内統合宛名)、システム基盤(個人基本)、システム基盤(社会保障宛名)、住民基本台帳ネットワークシステム、金融機関・財務連携代行システム、システム基盤(税宛名)、伝送通信ソフト、サービス検索・電子申請機能	事後	国保連合会に委託している「介護保険審査支払事務」で、委託先へのデータの受渡し方法を電子媒体から専用線による方法に変更したため「伝送通信ソフト」の追加。
令和2年11月24日	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	介護保険システム、国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システム、高齢・障がい福祉システム、中間サーバー・プラットフォーム、システム基盤(市中間サーバー)、システム基盤(団体内統合宛名)、システム基盤(個人基本)、システム基盤(社会保障宛名)、住民基本台帳ネットワークシステム、金融機関・財務連携代行システム、システム基盤(税宛名)	介護保険システム、国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システム、高齢・障がい福祉システム、中間サーバー・プラットフォーム、システム基盤(市中間サーバー)、システム基盤(団体内統合宛名)、システム基盤(個人基本)、システム基盤(社会保障宛名)、住民基本台帳ネットワークシステム、金融機関・財務連携代行システム、システム基盤(税宛名)、伝送通信ソフト、サービス検索・電子申請機能	事前	申請方法(電子申請)追加に伴い「サービス検索・電子申請機能」を追加。
令和2年11月24日	4. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の68の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条 札幌市個人番号利用条例第5条	番号法第9条第1項 別表第一の68の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例(平成27年札幌市条例43号。以下「利用条例」という。)	事後	文言整理による記載の変更。
令和2年11月24日	5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、117の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「介護保険法」が含まれる項(93、95の項)	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法別表第二の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「介護保険法」が含まれる項(93、95の項)	事後	文言整理及び番号法の改正による変更。

